

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 目的

中小企業・小規模事業者は、地域に根ざした事業活動を行い、多くの雇用機会を提供するなど、地域経済において、重要な役割を果たしているところであるが、近年、自然災害の頻発化などにより、中小企業・小規模事業者の事業活動の継続に支障をきたす事態が生じている。

このような中であって、中小企業・小規模事業者をめぐる環境の変化を踏まえ、経済の活力の源泉である中小企業・小規模事業者の経営強靱化を図り、事業活動の継続に資するため、サプライチェーンや地域の経済・雇用を支える中小企業を中心として、それらの災害対応力を高める必要がある。

こうした課題へ対応するため、国では「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5年法律第51号)の一部を改正し、商工会及び商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての計画(以下「事業継続力強化支援計画」という。)を都道府県知事が認定し、認定を受けた者について、各種の支援措置を講じる仕組みを整えたものである。

藤崎町商工会は、この趣旨を尊重し、藤崎町と共同して、小規模事業者の自然災害や感染症対策等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、本計画を作成するものである。

II 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

藤崎町は、青森県の津軽平野のほぼ中央に位置し、県都青森市までは25km、城下町弘前市までは8kmの距離にあるほか、五所川原市や黒石市にも近く、県内主要都市に囲まれた立地優位性の高い町である。また、交通面でも国道7号と339号、JR奥羽本線と五能線が縦横に走っており、交通の要衝の地となっている。

また、津軽平野を流れる三大河川、岩木川、平川、浅瀬石川が合流する地点に位置しており、農業に適した肥沃な土壌に恵まれ、稲作やリンゴ栽培が盛んな地域となっている。

気候は日本海型気候となっているが、冬季の降雪も少なく、比較的温暖な地域となっている。

平成17年3月、旧藤崎町と旧常盤村が合併し、新藤崎町が誕生した。

② 藤崎町商工会

平成18年5月に藤崎町商工会と常盤村商工会が合併し、「藤崎町商工会」が誕生した。

③ 想定される地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

平成30年度に作成された藤崎町藤崎地区ハザードマップには、南西部を流れる一級河川平川に、おおむね1000年に一回程度起こる大雨が降った場合に、浸水が想定される区域を表示しており、町内中心部にあっても水深0.5m~3.0m未満の浸水想定区域が広がっている。

特に、平川の堤防が決壊した場合には、町内全域にその被害が及ぶ想定となっている。

また、令和元年度に作成された常盤地区ハザードマップは、北部を流れる二級河川十川及び浪岡川に、おおむね1000年に一回程度起こる大雨が降った場合に、浸水が想定される区域を表示しており、旧常盤地区の大部分が水深0.5m~3.0m未満の浸水想定区域となっている。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が、今後 30 年間で 0.1%以上 3%未満の確率で発生すると予測されている。

(その他)

藤崎町の南西を流れる平川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に昭和 50 年 8 月 20 日の台風 5 号からくずれた温帯低気圧は、記録的な大雨となり、町内を中心に床上浸水 342 戸、床下浸水 252 戸、田畑の冠水 294.7ha と人家、農作物等広い範囲に多大な被害を及ぼした。

(感染症)

新型インフルエンザ等の感染症は、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国のかつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 406 名
- ・ 小規模事業者数 342 名

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況)
商工業者	建設業	90	82	町内に広く分散している
	製造業	21	14	町内に広く分散している
	卸売・小売業	127	102	町の中心部、郊外に多い
	飲食店・宿泊	35	33	町の中心部に多い
	サービス・その他	133	111	町内に広く分散している

(3) これまでの取り組み

1) 藤崎町の取り組み

- ・ 藤崎町地域防災計画の策定

藤崎町では、災害対策基本法(昭和 38 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、防災に必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、地域並びに町民の生命と財産を災害から保護し、被害を最小限に食い止め、郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的として、藤崎町地域防災計画を策定している

- ・ 毎年 1 回の総合防災訓練の実施

藤崎町では、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、様々な災害想定を組み合わせ、県その他防災関係機関、公私の団体、水防団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民参加のもと、青森県総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な防災訓練を実施している。

- ・ 備蓄物資(令和 2 年 3 月 31 日現在)

藤崎町に備蓄している物資項目は次のとおり。

毛布 ラジオ 簡易トイレ オムツ(大人用 子供用) ナプキン アルファ化米 お粥
乾パン 飲料水 粉ミルク ほ乳ビン ほ乳ビン洗浄消毒セット ストープ ヘルメッ
ト 懐中電灯 誘導棒 救助工具セット 発電機 コードリール 投光器 拡声器 ロ
ープ カラーコーン 防水シート ガソリン携行缶

- ・藤崎町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 藤崎町商工会の取り組み

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・青森県火災共済組合と連携した損害保険や休業補償の加入促進活動
- ・藤崎町が実施する総合防災訓練への参加
- ・毎年 2 回、避難訓練、通報訓練、消火訓練を商工会館において実施

III 課 題

現状では、自然災害等による緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分に確保されていない。

更には、保険・共済制度に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった問題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

IV 目 標

- ・地域内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制を構築する。
- ・災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・ 平成26年に締結した「藤崎町防災協定書」や令和2年に策定した「藤崎町新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時速やかな応急対策等に取り組みできるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導を中心に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組(什器の固定等)や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等)について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険などの概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 藤崎町商工会の事業継続計画の作成

- ・ 別添参照 事業継続計画(令和2年11月作成)

3) 関係団体との連携

- ・ 青森県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険などの紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等策定状況の確認
- ・ 【仮称】藤崎町事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当町)を開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡手段の確認などを行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発生後24時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を確認したうえで当会と当町で共有する）。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、藤崎町における感染症対策本部設置状況を勘案して当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事業者又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

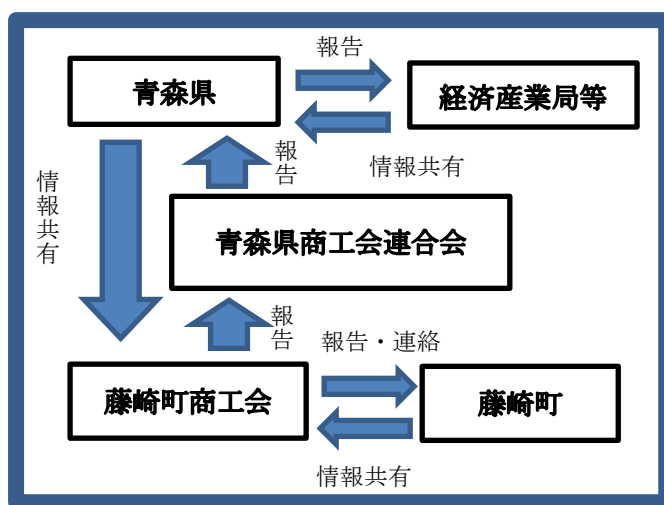
発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「藤崎町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要

な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会または当町より青森県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。（当会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。（藤崎町商工会館）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、藤崎町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設などを行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

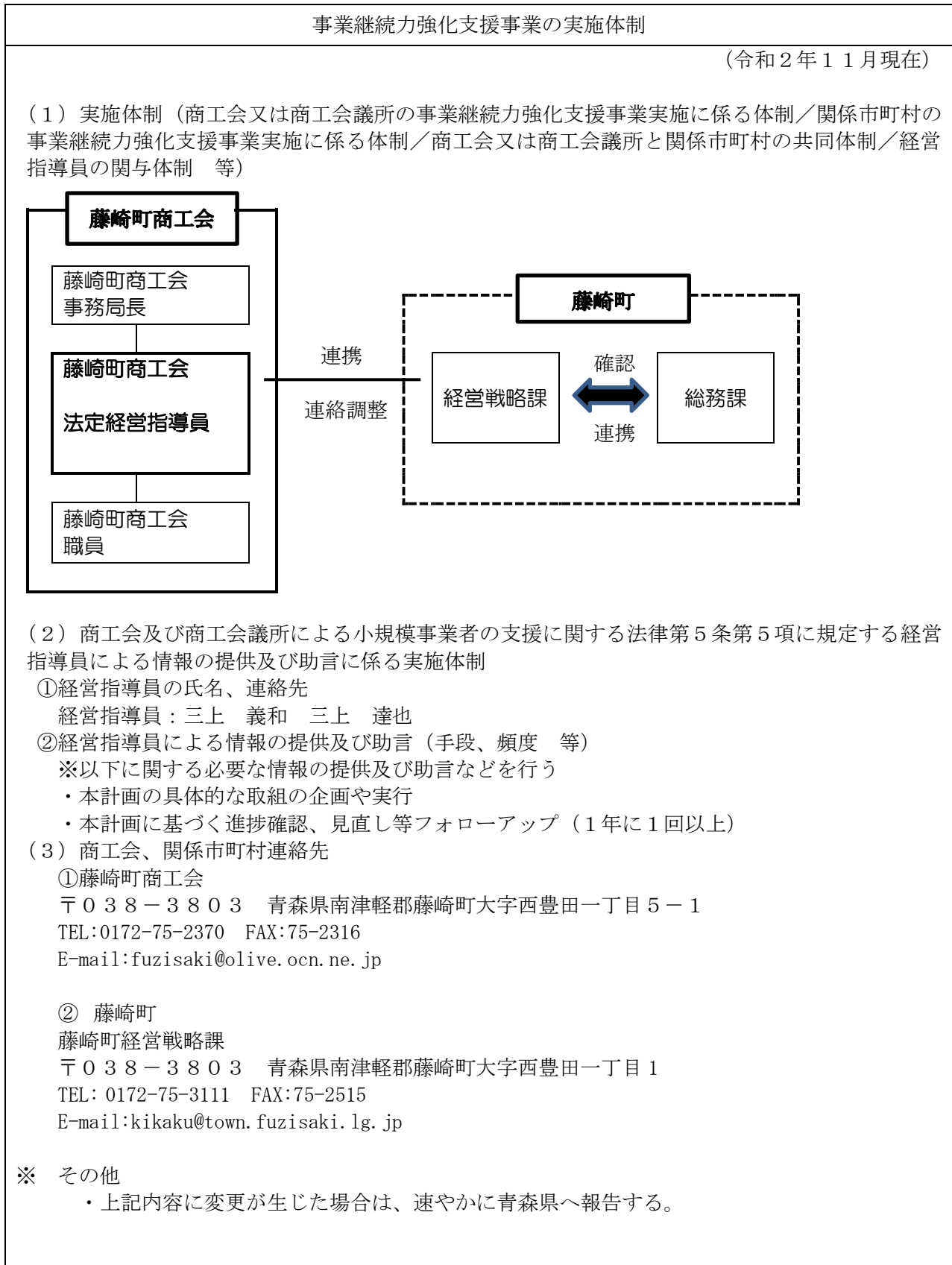
- 青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、地区外からの応援派遣等を青森県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
専門家派遣費	200	200	200	200	200
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、事業収入等 講師や専門家に係る謝金・旅費については、専門家派遣機関や連携する損保会社事業等により減額 含め変動の可能性がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等